『地域政策研究』（高崎経済大学地域政策学会） 第 20 巻　第 2 号　2017年11月　33頁～ 60頁

「社会的企業」の起源についての一考察

――イギリスを事例として――（２）

八木橋　慶　一

A Discussion on the Origin of Social Enterprise:

A Case in UK (II)

Keiichi YAGIHASHI

要　旨

本稿の目的は、第一部に引き続いて社会的企業の起源を検証することで、その本質を解明することである。

第二部では、まずイギリスの社会的企業の最古の起源として「チャリティ」を取り上げ、その歴史的な発展を分析する。キリスト教的価値観に基づく慈善事業団体から、多様なサービスを提供する普遍的な事業組織へと変化する流れを法的な観点から考察した。次に、1970年代にイギリスの協同組合運動から現代的な意味での社会的企業が生まれたことを指摘する。また1980年代には福祉国家改革が行われたが、国家の論理を読み解くことでこの動きが民間非営利セクターを社会的企業へ変化させる契機となったことを明らかにする。

最後に、社会的企業とは、近代において別々に展開した「ボランタリー・アクション」の相互扶助動機に基づく組織と博愛主義的動機に基づく組織が、新しい形で結びついた事業組織であることを明らかにし、これを筆者独自の定義として提示する。

Summary

This paper aims to examine the origin of social enterprise and clarify the nature, following the previous paper on the same theme.

Firstly, the paper focuses on ‘Charity’, the ultimate origin of social enterprise and analyzes the historical development. The paper shows from a legal perspective the changes from a

charitable group based on Christian values to a universal organization which provides diverse services. Secondly, the paper points out that social enterprise in a modern sense, sprang from the British cooperative movement in the 1970's, and clarifies the welfare reform by the British government in the 1980's triggered the change from a voluntary non-profit sector to social enterprise through interpretation of the national logic.

Finally, the paper clarifies that social enterprise in UK is a business organization integrating in new forms an organization with mutual aid motives of Voluntary Action and an organization with humanitarian motives which developed separately in modern times and presents it as the author's own definition.

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．社会的企業の定義
Ⅲ．起源としての「ボランタリー・アクション」（以上、前号）
Ⅳ．チャリティ団体の意義
Ⅴ．「社会的企業」の登場
Ⅵ．まとめ

Ⅳ．チャリティ団体の意義

前節で触れたベヴァリッジのボランタリー・アクションは、博愛主義的動機と相互扶助動機に支えられたものであると指摘した。社会的企業の歴史的源流のひとつがボランタリー・アクションにあるならば、その二つの動機をそれぞれ別個にではあるが、具現化した組織を見ていく必要がある。相互扶助動機に基づく組織の代表例が友愛組合や協同組合であった。

わが国においても、イギリスにおける社会的企業の起源を協同組合とする研究は有力であり、その代表例として中川の研究をあげることができる。2000年代以降のイギリスで社会的企業と呼べる事業組織のタイプについて、「…労働者協同組合、従業員所有制企業、コミュニティ協同組合、コミュニティ・ビジネス、コミュニティ・エンタープライズ、コミュニティ・アソシエーション、住宅協同組合、消費者協同組合、クレジット・ユニオン、LETS［地域通貨のこと］、コミュニティ開発トラスト、チャリティ事業体、それに障害をもった人たちを構成員の一部とするソーシャル・ファーム（Social Firm）など」が該当するとした［中川, 2007, 102］。協同組合や地域コミュニティに根差した事業体に着目していることがわかる。そして、社会的企業に関する先行研究やイギリスの各種の報告書に基づきながら、社会的企業を次のように定義する。

「社会的企業は、地域コミュニティのニーズおよび他の特別なニーズに根ざした社会的目的をシチズンシップを基礎にして達成するために、財およびサービスの生産と供給を継続的に遂行する市民事業体である。社会的企業の事業活動と経営はそれに自発的に参加する人たちの意思決定によるステークホルダー型の民主的管理に基づいて実践され、またその事業活動と経営によって生じる利益（剰余）は、主に事業とコミュニティに再投資されることから、個人の間には分配されないか、あるいは分配を制限されるか、いずれかである。このことは、社会的企業の事業と経営が利潤最大化の動機によってではなく、「人びとの労働と生活の質」と「コミュニティの質」の双方を向上させるという社会的目的を達成する非営利の動機によって遂行されることを意味する」［同上, 136-137］

第 1 節でも紹介したEMES、イギリスの政府や各種団体の社会的企業の定義に依拠しながら、シチズンシップの観点を加えたものといえる。しかし、ステークホルダー型の民主的管理、市民による自発的な参加といった、相互扶助動機に基づく協同組合を社会的企業の基底とする見解であることは明確と考える。

社会的企業の起源として協同組合・共済組織をあげることは、協同組合の原則を色濃く反映しているEMESの基準だけでなく、イギリスの歴史的文脈からも間違っている点はない。たとえば、社会的企業の中間支援組織として1998年に設立されたソーシャル・エンタープライズ・ロンドン（Social Enterprise London, SEL）は[1)]、そもそもロンドンの協同組合と協同組合振興機関（Co-operative Development Agency, CDA）を基盤とする組織であった。設立時に参画したメンバーは、一人を除いて協同組合運動と直接かかわりを持つ人物たちであり、協同組合のブランドの再生という側面があったとの指摘がある［Ridley-Duff et al., 2015, 56-57］。

このような歴史的背景は当然考慮すべきであるが、ボランタリー・アクションのもうひとつの柱である博愛主義的動機も社会的企業の発展と深く関係していることを指摘するのが本稿の第一の目的である。したがって、本節では博愛主義的動機に基づく組織が社会的企業の起源のひとつであることに焦点を当てる。

この博愛主義的動機に支えられた組織の代表が、「チャリティ」であろう。現代イギリスにおいても、社会的企業に触れる際にチャリティを等閑視することは、社会貢献事業の歴史的基盤を無視したものと言わざるを得ない。実際、イギリスにおいて社会的企業を初めて政策として本格的に推進したブレア労働党政権（いわゆるニュー・レイバー）時代において、そのブレア首相自身がチャリティの存在が社会的企業の重要な基盤であることを認めていた。2002年にチャリティ改革と社会的企業の発展を目指すために、内閣府の戦略ユニット（Strategy Unit）から公表された「民間活動と公益―チャリティおよび広範な非営利セクターに関するレビュー（*Private Action, Public Benefit: A Review of Charities and the Wider Not-For-Profit Sector*）」の序文において、

彼はチャリティの存在が非営利セクターの役割の拡大にとって他国よりも有利であると明言していた。

「他国が非常に低いレベルから自立した非営利組織を育てようとするのに対して、わが国［イギリス］では幸運なことに驚くべきほど多岐にわたるチャリティや他の非営利組織による事業や取り組みから恩恵を受けている。これらチャリティなどの組織は、サービスやケアを提供し、コミュニティを動かし、古いニーズはもちろん新しいニーズを発見し解決することを手助けしているのである。

また、私たちはチャリティ活動の長く豊かな歴史から恩恵を受けるという点でも幸運である。現在では私たちのセクターには、よく知られている巨大チャリティ、コミュニティ団体、セルフヘルプ組織、宗教団体、発展途上国の農民がつくった農産品によりよい価格を支払うフェアトレード事業者が含まれている。コミュニティの精神や人間の本質である慈善の本能を生かすことで、チャリティは着実にその規模を拡大し、影響力を高めている。」［Strategy Unit, 2002, 5］

では、その「チャリティ」とはそもそもどのような団体であろうか。まずはチャリティの語義や語源、歴史的な用法から考察する。社会的企業が博愛主義的な動機に支えられた組織にも起源を持つのであれば、この点について簡単にでも触れることは有意義であろう。実際、わが国でもチャリティという言葉の歴史的な用法に関する先行研究は存在する。たとえば、近藤［2007］は*OED*（*Oxford English Dictionary on Historical Principles*）に依拠しながら、次のように簡潔かつ明瞭に解説を行っている。

歴史的用例の第１項には「キリスト教の愛」があげられるが、その用例が1881年の聖書改訂版から、「charityがloveに置き換えられ、したがって英訳聖書からチャリティという語が消えた」と紹介する。キリスト教神学におけるチャリティ（カリタス）の意味が近代において変化した、つまりcharityとloveは本来語義が同じか重なる部分があったが、時代とともに分かれたのである。「歴史とともに愛も変わったかもしれないが、チャリティも変化して、なにより近代語チャリティはもはやカリタスではない」とする。これは、現在ではチャリティが必ずしもキリスト教的な解釈に縛られるわけではないことを意味する［同上, 34-35］。

さらに、第４項および第５項では隣人への善意ある行為や施し物、第６項では他者、とりわけ貧困層に資するための遺贈や基金という用法が中世から近世にかけて派生した点を紹介する。この第６項の用例はまさに「チャリティ」団体の創設に直接的につながるものである。また、*OED*の説明では近世から近代にかけて、チャリティの名称を付けた法律が登場し、法律用語としてこの言葉が根付くようになった点も指摘する。代表例として、エリザベスⅠ世時代の「チャリティ用益法（Statute of Charitable Uses 1601 (43 Eliz., c4)）」（1601年）があげられており、また第10項でヴィクトリア時代の「チャリティ信託法（Charitable Trust Act 1853）」（1853年）にお

いてチャリティ委員会および委員（Charity Commission, Commissioners）の用例が登場したことも紹介されている［同上, 35］。

当然だが、立法行為は何らかの新しい問題が社会で生じた、あるいはそれまでの法律の不備が明らかになった、といった事態への事後的な対応である。チャリティ用益法やチャリティ信託法も突然成立したわけではない[2)]。たとえば、「信託（Trust）」の語源は、古代ゲルマン民族での遺言による財産処分の制度「ザルマン」とされる。この伝統から中世には財産をキリスト教会へ寄進する行為が広まったとされる［田中, 1980, 62-63］。しかし、寄進を受けた教会側は宗教行事を除いて封建的義務を免除されたため、地代収入の減少を恐れた国王側から警戒されることとなった［岡田, 2007, 34］。それゆえ、1279年には「死手法（statute of mortmain）」が制定され、「何の利益を生まぬ法人（教会など）への国王の許可を得ない不動産譲渡および遺贈は禁止」［金澤, 2008, 22］ということになった。いかに宗教的、慈善的行為であったとしても、国家にとって好ましくないと判断されれば制約を受けたのである。

しかし、このような制約を回避する手法も発展する。それが13世紀には登場したとされる「用益（ユース, use）」の慣行である[3)]。岡田はこの慣行について次のように解説する［岡田, 2007, 34-35］。土地保有者が委託者、教会側の複数の個人を受託者として土地が譲渡され、土地の収益を受益者となる第３者（土地保有の相続人など）に提供する約束を結ぶとする。この手法であれば、受託者を合有による形式的権利主体にすることで委託者の財産保有を確保でき、また「合有に基づく生存者財産権（suvivorship）をとおして封建的付随義務を回避することができた」ということであった。もちろん国王側も制約を課そうとするが、チャリティ目的についてはそれを奨励する観点で例外的に緩和したとする［同上, 35］。

また、この慣行を利用した場合、「最後の遺言状（ultima voluntas）で明記した用途を守る限りにおいて、譲受人（feoffee）は譲渡人（feoffor）たる遺言者から生前に不動産を譲渡してもらうことができる」とされ、死手法を避けてチャリティ目的の基金の設立が可能になったとされる［金澤, 2008, 22］。チャリティの基盤が長い時間をかけて徐々に固まってきたのである。

このような流れをさらに進めたのが、上述のチャリティ用益法（1601年）なのである。同法のイギリス史上における意義は多くの論者が指摘している。たとえばベヴァリッジは、国家による社会保障サービスの提供の第一歩がエリザベス救貧法であることを指摘した上で、同じ年に制定されたチャリティ用益法も「第一歩であり、なぜなら国家政策の転換点となったからである」と高く評価した［Beveridge, 1948, 187］。また、前出の「民間活動と公益」の序文においても、チャリティ目的が400年以上前の法律で提示されたとブレア首相は書き記した。その目的が同法の序文の列挙されているものである。

① 老齢者・廃疾者・貧民の救済
② 疾病あるいは傷病の陸海軍兵士の扶養や学校・無料学校・大学生の扶養保全

③　橋・港湾・波止場・土手道・教会・防波堤・公道の修繕
④　孤児の教育と就職
⑤　矯正院の救済・扶養保全
⑥　貧困な少女の結婚
⑦　若い商人・職人・疾病患者の援助
⑧　囚人・捕虜の救済・身請け
⑨　納税（15分の1税など）や従軍のさしつかえる貧しい住民の援助あるいは軽減[4)]

この一覧について、たとえば、国家がチャリティとして促進を奨励するカタログという見解はあるが、むしろ民間の慈善家たちの事例を寄せ集めたもの、つまり慣習的に行われてきた活動をまとめたものと解釈できるとの指摘がある。つまり、チャリティの定義というよりは、法廷において何がチャリティかを判断する際の運用上の規準と考えられる、というものである［松山, 2002, 16-17］。一方で列挙されたもの以外チャリティから外れるのか、という疑問は残る。

この点については、何がチャリティではないかと明記されていないため、解釈の余地が残ったとされる。それゆえ、時代の変化に応じて「チャリティ目的」も柔軟に変化することが可能となった。その後、チャリティ用益法自体は1888年の「死手およびチャリティ用益法（Mortmain and Charitable Uses Act 1888）」の制定によって廃止されるが、チャリティとは何か、チャリティ目的に合致するか、といった判断の際には、1601年チャリティ用益法の前文が基本的な考え方を表すものとして参照され続けることとなった。上述したように、ブレアもこの前文を意識して触れていたわけで、チャリティ目的の「精神の継承」はなされたのであった［同上, 17］。ベヴァリッジの言葉を借りるならば、「生者としての判事によって、また文字よりもその精神において解釈されることで、それ［エリザベス朝のチャリティ用益法］は、エリザベス時代には思いもつかなった新たなニーズを新たなギフトとして認めることを決して妨げなかった」のである［Beveridge, 1948, 194］。

17世紀の段階でチャリティとは何を指すのかは、法律上はその骨格が定められた。そしてチャリティ目的の基金、いわゆるチャリティ信託は着実に増加、1660年の段階では1万を超えていたとされる［金澤, 2008, 23］。以後、時代とともに新たな制度がつくられたり、新たな解釈が付与されたりしながら、イギリスの各時代の社会問題に取り組む民間事業者として重要な役割を担い続ける。

新しい制度としては、1853年チャリティ信託法に基づく「チャリティ委員会」の設置があげられる。制度改正の理由は、19世紀に入ってからのチャリティ信託の悪用あるいは時代の変化に対応できない問題点が浮上したからであった。チャリティ信託を使った脱税、受託者側の義務違反や信託財産の管理が適切に行われていないといった問題があったとされる［田中, 1980, 64］。その結果、貧困層のために活用されるはずのチャリティが放置されていたり、あるいは貧

困層ではない者たちの私腹を肥やす手段に利用されたりするといった不健全な運営が告発される事態を招いていたのであった［金澤, 2008, 21］。そこでヘンリ・ブルームを委員長とする議会（下院）の調査委員会が1816年に調査を開始し、1818年には報告書が公表されたのであった。この成果を受けて、チャリティの全国調査が行われるようになり、実態の把握が進むこととなった［近藤, 2007, 38; 金澤, 2008, 23］。

しかし、チャリティ信託に何らかの不健全な運営が見つかり修正が必要な場合があっても、その手続きが非常に煩瑣かつ費用がかかったとされる。修正に高い障壁を設けた理由は、遺贈者の善意が後代の人間に軽視されないようにするためであった。しかし、善意で組み立てられたこのしくみも、19世紀になると「今生きている人間の福利を過去の死んだ人間が阻害するのを助長するもの」と捉えられるようになり、批判を浴びることとなった［金澤, 2008, 38-39］。このような時代状況の中で、チャリティ信託のより健全で柔軟な運営を図るために1853年法が制定されたのであった。

さらに、19世紀中にはチャリティ目的の定義も再整理される。その直接の契機は、1891年のペムセル事件であった。この裁判で示した判事のマクノートン卿の分類が1世紀以上にわたってイギリスにおけるチャリティ目的の定義として利用されることとなる。これは、1842年所得税法でのチャリティ信託の所得税免除の規定における「チャリティ目的」という表現の解釈をめぐるものであった［たとえば、海原, 1963を参照］。

この判決において、マクノートン卿は、「法的には「チャリティ」とは４つの主要な部分から成る」との判断を示したのである。それが以下の４分類である。

① 貧困救済
② 教育振興
③ 宗教振興
④ コミュニティの利益となるその他の目的[5)]

この４分類は、長きにわたってイギリスにおけるチャリティ目的の基本とされた。もちろん、活動目的に公益性（public benefit）が必要であり、特定の数人のための活動ではチャリティ目的があるとは言えない。チャリティ側が公益性を示す資料を裁判所に提出し、裁判所がその資料に基づいて個別に判断するのである［林, 1975, 22-24; 永井, 2007, 48］。とはいえ、コミュニティの利益となる場合もチャリティ目的に含めると明言した点は、チャリティの解釈の余地を広げる可能性を残すこととなった。1601年法では何がチャリティではないかを明記しなかったが、1891年の判決では上記④のように公益にかなうのであればチャリティと扱うとする点で一歩踏み込んだものとなったのである。その一方で、チャリティを厳格に定義することは避けており、定義よりは何が当てはまるのかの分類を重視したものであったと言える。厳格に定義した場合、

当てはまらないものはチャリティの活動分野として認められない。つまり、将来新しい問題が生じても、チャリティの範疇から外れれば扱えない分野という本末転倒なことになりかねなかった。結果として、この融通無碍とも言える分類は、教条主義的な解釈を避けることに貢献したのであった。

その後も判例を通じて何がチャリティに該当するかその範囲は広がり、動物保護やスポーツ振興、レクリエーションの促進なども認められるようになったのである［田中, 1980, 80-85; 近藤, 2007, 37］。また、19世紀は多様なチャリティ団体が生まれた、イギリスにおいてチャリティが文化として根付いた時代でもあった。この時代のチャリティ団体の量的、質的な活動の拡大は、金澤［2008］が克明に描いている。彼は、チャリティ団体の趣旨によって次のようなタイプに分類できることを指摘した。歴史的にチャリティの起源ともいうべき「信託型」はここでも取り上げたが、それ以外にも人びとが自発的に結成する「結社型」、前節でも取り上げた友愛組合の一部が該当する「友愛組合支援型」、地域コミュニティの古くからの慣習に基づく「慣習型」、さらには個人が直接チャリティ活動を行う「個人型」に分類している［同上、第 1 章を参照のこと］。

「慣習型」と「個人型」と異なり、「結社型」と「友愛組合支援型」は団体である。結社型は、「篤志協会（Voluntary Society）」といわれる自発的結社のことであり、発起人が特定の目的を掲げて寄付を募り、その寄附金で運営される団体のことを指す［同上, 43］。チャリティ信託が「死者によって金と目的を設定された安定的な（＝硬直化した）救済形態」とするならば、市民による自発的な結社である「篤志協会は、生者が寄付者の賛同を民主主義的な仕方で不断に獲得しながら展開する柔軟な（＝不安定な）救済形態」とされた［同上, 47］。両者とも博愛主義的動機が基底にあるとはいえ、資金の出所で団体の性格が異なるということである。しかし、この市民からの支持を不断に求める姿勢は、サービス利用者を獲得することで事業継続に不断の努力を求められる現代の社会的企業にとっても通じる部分であろう。

「友愛組合支援型」だが、ベヴァリッジも指摘したように友愛組合自体は相互扶助動機に基づく団体である。ただし、友愛組合の中には資金を出して給付を受け取らない名誉会員を持つ団体、会員以外も救済する団体があり、これらには博愛主義的動機とみなせる要素があるということである［同上, 85］。友愛組合や協同組合の根底にある相互扶助動機は労働者など市民の自立性の表出とされ、時にパターナリズム的な性格を帯びる博愛主義的動機と区別される。しかし、場合によっては両者が重なり合うこともあったということである。ベヴァリッジは 2 つの動機をボランタリー・アクションの基盤として並置した。これは、両者がひとつの団体で両立せずとも、ボランタリー・アクションという民間の非営利活動全体で実現できればよいという思想の表れだったと言える。

19世紀を通じてチャリティは発達したが、前節でも論じたようにチャリティも含むボランタリー・アクションは、「国家がすべきでないこと」、「国家が行いそうもないこと」、「国家に先駆けて動き、実験すること」、また「金銭では得られないサービス」を行う役割を担った［Beveridge,

1948, 301-302]。しかし、同時にその活動が国民の生活を守るものとして国家が介入すべきものと判断された場合は、国家政策に組み込まれていった。友愛組合の提供する保険制度が社会保険に発展したのは好例であろう。社会問題すべてを民間非営利組織だけで解決することはそもそも困難である。たとえば、貧困問題は社会構造のゆがみから生じていると一般には考えられるが、その是正を税制による社会全体での再分配などの強制的な手段を持たない民間団体が行うことは不可能である。あくまでその場しのぎの弥縫策が限界である。したがって、問題の深刻さが国家によって認識されれば、それは国家の役割へと移ったのである。後にベヴァリッジの構想した福祉国家が、ボランタリー・アクションの分野にまで伸びたのは当然の帰結だったと言える。

実際、1945年以降は国家が社会問題の解決で主導的な役割を果たすようになったため、チャリティをはじめとする民間非営利団体は「わき道へと追いやられ」、政策変更があった1980年代でもそのままであったとの指摘がある［Norman, 2009, 123］。しかし、たとえば「国家に先駆けて動き、実験すること」はいつの時代でも求められているし、「金銭では得られないサービス」も民間非営利団体の得意とするところである。福祉国家体制が構築され、チャリティなどが端役の立場に置かれたとしても、それで彼らの活動領域がなくなることはありえない。だからこそ、ベヴァリッジもボランタリー・アクションの役割を改めて強調したのである。

しかし、福祉国家体制の成立がチャリティの伝統的な活動分野に変化をもたらしことは疑いを得ない。「医療や教育など多くのサービスは、政府に取って代わられ」、国家とチャリティの関係性が問い直されることとなった［永井, 2007, 46］。そこでこの問題を検討するために1950年に設置されたのがネイサン委員会（Nathan Committee）であり、1952年には議会へと報告書（*Report of the Committee on the Law and Practice Relating to Charitable Trusts*）が提出された。その提言は、チャリティ委員会の再編成と監督権の強化および登録制の導入、チャリティ概念の近代化、シプレー原則（可及的近似の原則、Cy Pres Doctrine）[6] の緩和などであった［田中, 1980, 66-67］。

このネイサン委員会の提言を受けて1960年に成立したのが、1960年チャリティ法（Charities Act 1960）である。1601年法から350年以上の時を経て、「チャリティ」のあり方そのものを定めた基本法が成立したのであった。上述したように、チャリティ委員会の権限強化や登録制度の導入（法第２章第４条から第12条）、シプレー原則の緩和（法第３章第13条および第14条）などは実現しつつも、チャリティを改めて定義し直すことはなかった。理由としては、従来からの判例や慣例に従って判断すればよいという考えがあったからとされる。そしてその判断の際に参照されたが、先述の1601年法の前文であった［林, 1975a, 13-40; 田中, 1980, 69-70］。これら1960年法の内容や解釈については、わが国でも多くの先行研究が存在しており［たとえば、林, 1975a, 1975b, 1980; 田中, 1980; 岡田, 2007; 永井, 2007］、詳細はそれらの研究に譲るとする。本稿では、後の社会的企業の発展の礎となった部分に焦点を当てることとする。

それが、第５章「補則」第45条第１項である。ここでチャリティとは、「チャリティ目的のために設立された法人格を問わない団体を意味する」とされた。つまり、信託の形態を取らない団

体も登録チャリティと認められることとなったのであり、たとえば、「共通の目的をもった人々が集まり契約を結ぶことで公益目的を実現しようとする」団体、いわゆる「法人格なき社団（unincorporated association）」も対象となった。より重要なのは、1862年会社法（Companies Act 1862）により導入されていた「保証有限責任会社（company limited by guarantee）」も登録チャリティの対象となった点である。

この法人格は、会社清算の際の会社社員の責任が事前に決められた保証額に限定されるものである［2006年会社法第３条第３項］。このような制限のため取引には向かないとされていたが、非営利団体にとっては、事業を推進しようとする際に会社としての法人格を取得できることで外部資金を集めやすい、事業のリスクを少数の受託者のみが負担する必要もない、といった利点があった。つまり、チャリティが事業部門を拡大させる際には、うってつけのしくみだったのである［岡田, 2007, 39］。それゆえ、「社会的企業」に官民の注目が集まるようになった時、このタイプの法人は社会的企業の一形態として取り上げられることとなったのである[7)]。

とはいえ、この法人格はそもそもチャリティの事業ニーズに合わせて制度設計されていたわけではない。そのため、上述の「民間活動と公益」において、イギリス政府は社会的企業を推進する際にはこのままでは不十分と判断し、新たな法人制度の導入を表明した［Strategy Unit, 2002, 57-58］。その法人格が、CIO（Charitable Incorporated Organisation, 公益法人あるいはチャリティ法人）であった[8)]。実際にこの制度は創設されるが、この点については稿を改めて論じることとする。

このようにイギリスでは長い時間をかけてチャリティが形成され、社会的企業のような後の組織の形態にまで影響を与えているのである。イギリスの社会的企業の発展にとって、大きな意義を持っていることは疑いをえない。とはいえ、社会的企業が相互扶助動機に基づく協同組合から発展したものとして一般に強調されるのは、本稿でも紹介したイギリスのSELの例や第２節で紹介したEMESの研究からも間違いないものである。チャリティとの関係は、協同組合よりも後景に退きがちである。これは、元来から生産・消費活動を経済市場で行っている協同組合の発展形と見なした方が、社会的企業を市場で活動するアクターと捉える一般的な見解と相性が良いからであろう。

しかし、第２節でも紹介したように、アメリカなどで見られる非営利組織と営利組織のスペクトラムの中に社会的企業が存在するという見解も根強い［Dee, 1998］。同じく、本稿における社会的企業の基本的な定義として紹介した見解――民間企業セクターと公共セクター、そしてサードセクターが交差する空間に社会的企業は存在するが、その空間の大半を占めるサードセクター自体はフィランソロピーとミューチュアル性の双方を基盤とするもの［Ridley-Duff et al., 2015］――、これも社会的企業の本質を的確に表したものである。何より、イギリスの文脈からはベヴァリッジが繰り返し主張したように、チャリティ活動の根源にある博愛主義的動機は、

相互扶助動機とともにボランタリー・アクションの両輪をなすものである。本稿で主張するように、イギリスの社会的企業の源流をボランタリー・アクションに求めるならば、この２つは決して切り離すことはできない。むしろ、法的に認められたという意味では、その起源は博愛主義的動機に基づくチャリティにまでたどることができると言える。それゆえ、本節でチャリティの歴史を紹介し、社会的企業の萌芽がそこにあったとしたのである。

また、チャリティの事業、たとえばナショナルトラストのような環境保護などは、現在では彼らの分野として当然視されているが、その問題に彼ら取り組み始めた時点では新しい社会問題であった。金澤は、チャリティは新たな欠乏状態（言い換えれば社会問題）を「悲惨」として発見し、「救済対象」として社会にアピールすることで認知させることによって、救済の対象者を拡大していったと指摘する。つまり、「資本主義市場が商品の需要を生みかつこれを供給して拡大するように、フィランスロピは「悲惨」を生みかつ救済して自己拡大を遂げた」のである［金澤, 2008, 253］。

現代の社会的企業も、新たな社会問題（「悲惨」）を発見し、その解決の重要性を社会に広く認知させることで組織のミッションを実現しようとする組織である。そこには、どのような事業形態を取ろうとも、博愛主義的動機が根底にあるとみなしうる。イギリスの歴史的文脈から考えれば、チャリティは社会的企業の淵源のひとつであることは間違いないのである。

とはいえ、チャリティなどボランタリー・アクションに基づく民間の非営利団体から社会的企業が突然生まれることもない。次節では、彼らがふたたび社会サービスの主な担い手として表舞台に押し出される経緯を触れる。この歴史展開こそが、社会的企業の台頭の直接的な契機だからである。

Ⅴ．社会的企業の登場

現在と同じような意味で「社会的企業」という用語が使われるようになった最初の事例は、1981年にスプレックリー（F. Spreckley）が記した『社会的監査――協同組合活動のための管理ツール（*Social Audit: A Management Tool for Co-operative Working*）』とされる[9)]。これは、協同組合の発展形態として「社会的企業」の存在を主張したものであった。本稿の主題からいささか逸れるが、簡単に内容を紹介する。最初にスプレックリーは、自身の想定する社会的企業を以下のように定義する。

「ある企業で働いている人たち、おそらくはその地域で暮らす人たちでもあるが、彼らがその企業を所有し、商業的な目的や目標だけでなく社会的な目的や目標も表明して運営し、また共同で経営する企業、これが社会的企業と呼べるのかもしれない。伝統的には、「資本家が労働者を雇う」のだが、そこでは事業それ自体もしくは全従業員の利益以外に、「利潤」を生みだすこと

に最も力点が置かれる。これと対照的なのが社会的企業である。そこでは「労働者が資本家を雇う」のであり、ここでは資本家による搾取からの人間的かつ社会的な「解放」が強調される。」［Spreckley, 1981, 3］

第２節あるいは前節で紹介したように、協同組合からの発展形態として社会的企業を捉える見解と似通った内容である。もちろん、時系列を考えればこちらが先である。社会的企業とはどのような組織なのか、社会において何を目指す組織なのか、協同組合運動の側からの思想的な萌芽がここに見られる。

また、スプレックリーは協同組合の歴史を振り返り、社会的企業の起源を探っている。同書によると、1649年にピューリタン革命の急進派であるウィンスタンリー（G. Winstanley）によるディガーズ（Diggers）の運動が協同組合の出発点とされた。荒れ地を集団で開墾し、平等なコミュニティを築こうという運動であったが、共和国政府や農民の妨害により翌年には失敗に終わった。しかし、一人一票、富の平等な分配、社会的ニーズと商業的ニーズのバランスといった理想の下に組織されていた点から、スプレックリーは社会的活動と商業的活動を統合する理念に基づいた協同組合形態の組織の最初の実験例としたのであった［ibid., 5］。

その後、ロバート・オーウェンの活動、近代的な協同組合運動の出発点とされるロッチデール先駆者協同組合の誕生といった19世紀における歴史的な事例を紹介し、協同組合が「社会的企業」の源流と主張したのであった。その一方で、20世紀以降は協同組合が巨大化することにより、民主的な参加といった基本原則の堅持が難しくなり、そういった限界への対応として、1960年代から70年代にかけて新しい運動が登場するに至ったと指摘する。その代表例として、労働者協同組合（Workers Co-operative）のようにメンバーシップを労働者に限定する組織の活動を取り上げたのであった。労働者による組織のコントロールというアイデア自体は新しいものではないが、その実践に新しさがあると主張したのであった。そして、産業共同所有運動（Industrial Common Ownership Movement, ICOM）などの事例を紹介し、これらの動きから彼自身の「社会的企業」の理論化を試みたのである［ibid., 8-9］。

しかし、スプレックリーの研究やその思想を検証することが本稿の主題ではない。詳細は稿を改めて論じることとし、本節では彼の提示する社会的企業のポイントと本稿の主題とが重なり合う部分について以下で紹介する。

彼によると、協同組合（あるいは社会的企業）は強力なマネジメントが欠如しているとの批判を受け続けているとする。他方で、協同組合が必要とするものは民主的で共同運営的な組織形態であり、それをどのように確立するかで対立してきた歴史があった。にもかかわらず、銀行家を安心させることや財務面から事業を実行できるのかといったことが頻繁に求められるため、社会的なニーズや個別のニーズがないがしろにされているとも指摘したのであった。その原因として、社会的価値の定義について合意が得られていない点をあげていた［ibid., 11］。つまり、財務面

での不安定さ、それを補うために既存の金融経済システムの論理を優先する点などが、協同組合の基本原理を損なう可能性があるということである。これを防ぐには、利害関係者間での「社会的価値」がどのようなものであるか明確化する必要があると示唆したのである。社会的価値とは何か、それをどのように表現、たとえば数値化できるのか、またどのように測定するかは、現代の社会的企業研究においても議論百出のテーマである。社会的企業の存在とその潜在的可能性に着目した当初より、スプレックリーは根本的な課題として取り上げていたのであった[10)]。

このような課題への対応のひとつとして、スプレックリーは労働者協同組合のような従業員が所有・管理する事業体の存在をあげる。事業体の社会的所有あるいは社会化が、オルタナティブとなりえるという視点である［たとえば、藤井ほか, 2013: 山本, 2014を参照のこと］。しかし、この定義には収まらない多様な事業体が増えたことなどの理由もあり、組合が内部でどのように機能しているか、また地域コミュニティとどのように関係しているかといった点を把握することも、この課題への理解を深めるために求められるようになったとする。そこで彼は、新たなモデルのためにより詳細な定義を提示しようと試みたのである。もちろん、その基本には共同所有が据えられているが、それが私有よりも社会的に望ましいものか、という疑問は存在する。この疑問に答えるものとして、彼は３つのポイントをあげた。以下に引用しておく［ibid., 11-12］。

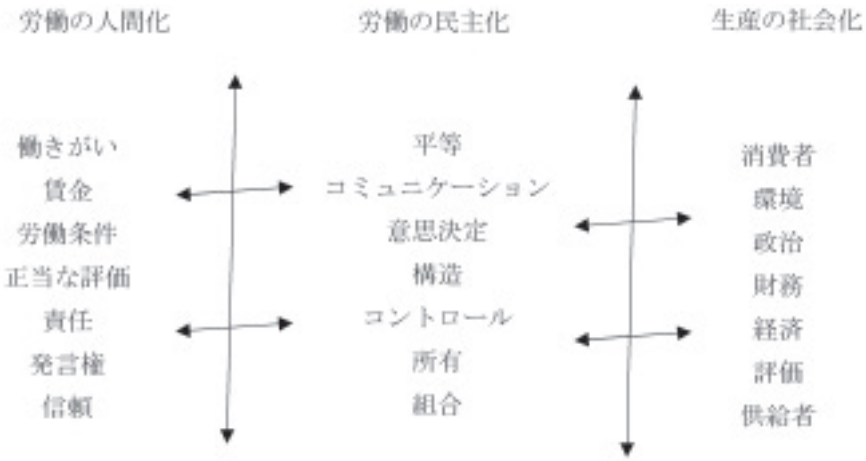
① 労働の人間化：労働を人間らしいものにし、労働を人間の満足感と結びつけ、労働を個人のニーズに対応させること
② 労働の民主化：労働過程が民主的なコントロールに対応しうるようにすること
③ 生産の社会化：社会的に有益な製品やサービスを生産すること

上記の３点にそれぞれ含まれる分野のリストもまとめている（図表１）。これらの分野について組合内部で議論し、チェックすることを提唱したのであった。

上記のポイントの①や②からは、当然ではあるが協同組合の思想が濃厚に表れていることがわかる。さらに、生産それ自体にも社会への貢献を求めたのである。上述したように、事業体の社会化、社会的所有という観点からも社会的企業研究は行われているが、スプレックリーは基本的なポイントとしてすでに打ち出していたのであった。一方で、事業体を社会化するには、理論的に望ましいことといつでも実行できることとの間に横たわる矛盾を克服する必要があるとも指摘する［ibid., 12］。そこで、スプレックリーは事業体が社会的企業であるかどうか、その性質を維持しているかどうかを内部および外部評価によって検証するためのツールとして、「社会的企業監査（Social Enterprise Audit）」を開発し、その活用を推奨したのである。

簡単に紹介すると、社会的企業監査は３つの要素から成り立っているとし、ひとつは「内部要素」である。これは、協同組合組織の内部を監視および指導するものである。労働の人間化や民

図表１　スプレックリーの「社会的企業」チェックリスト



出所：Spreckley［1981］p.12.

主化と深くかかわるものである。自組織の状況について、メンバーが現在の状況とどうなることが望ましいか評価を行うものである。意思決定、雇用条件、職務設計、コントロールといった点を尋ねる。ふたつめが「外部要素」であり、協同組合と地域コミュニティ間の相互作用を評価するものである。生産の社会化と関連するものであり、地域住民などによるチェックが行われる。判断基準は、協同組合が地域に果たしている貢献と協同組合が地域にかけている負担である。最後に「社会的目的要素」である。組織が掲げている社会的目標について、その成果と進展を監査するものである。組合内部の評価と外部からの評価を踏まえて、組織の目標を達成できたかをメンバーが協議し判断する。社会的企業監査とは、社会的目的の達成を手助けするツールとするのである［ibid., 33-44］。

スプレックリーは、協同による事業活動、事業体の社会的所有あるいは社会化、そしてコミュニティとの関係の強化といった点こそが、社会的企業の本質であると主張したとまとめることができる。これらの点は、第２節で取り上げたヨーロッパ系の社会的企業研究において重視されている点である。以上の理由から、現代的な意味での「社会的企業」を提唱した先駆的な研究とされるのは妥当であると考える。

さて、ここまでスプレックリーの研究の内容を簡単に紹介したが、これが本稿の主題とどのように重なるのか、まとめておきたい。本稿の狙いは、イギリスの歴史的文脈から、チャリティを代表とする非営利組織が社会的企業の起源のひとつであることを解き明かそうとするものである。しかし、単純な非営利組織起源論を取らず、第３節で取り上げたベヴァリッジの「ボランタリー・アクション」の原理が社会問題に取り組む事業組織の精神的基盤であり、それが現代に至って団体の社会的企業化を促す触媒になっている、というのが本稿の立場である。繰り返すが、ボ

ランタリー・アクションは、相互扶助動機と博愛主義的動機を両輪として成立している。相互扶助動機に基づく団体では、事業の協同性を基本原理とする協同組合も含まれる。前節で見たように、博愛主義的動機に基づく団体では、事業の慈善性あるいは社会性の凝集体とでも言うべきチャリティが代表的な存在である。

ボランタリー・アクションに基づく団体の社会的企業化とは、事業の社会性を基調とする団体も事業の協同性を原理とする団体も、保証有限責任会社のような事業展開を容易にするしくみを足掛かりにしたり、あるいはスプレックリーの提言のような新しい基本原理を追加したりすることで変化した現象を指していると言える。そして、その変化のプロセスには、地域コミュニティや多様な利害関係者を巻き込むこと、究極的には社会全体にインパクトを与えることも含まれる。すでに指摘した用例とはいささか異なるが、これも一種の事業体の「社会化」と呼べると考える。言い換えれば、社会的企業化とは事業の社会性と協同性の両方向から起こり得るということになる。いずれかの方向からの変化に限定することは、少なくともイギリスの歴史・社会的文脈からは正確ではないと言える。

スプレックリーの提言は、時代の変化に合わせた協同組合のリニューアル、あるいはリブランド化という側面が強い。実際、1980年代はサッチャー政権に後押しされたマネタリストが影響力を高めた時代であった。そのような時代において、協同組合の理念に基づく草の根の事業が生まれているところに期待をかけたのであった［ibid., 2］。サッチャー政権による福祉国家改革が進められた時代において、ボランタリー・アクションの相互扶助動機に基づく協同組合側から、マネタリスト（あるいは新自由主義）への対抗の論理を編み出そうとする自主的な動きであったとも言える。その論理を象徴するもののひとつが、「社会的企業」だったのである。

では、ボランタリー・アクションのもうひとつの柱である博愛主義的動機に基づく団体において、現在の意味での社会的企業に直接つながる動きはあったのであろうか。この点については、政府の政策的誘導が大きな役割を果たすこととなる。

「社会的企業」の萌芽と見なすことができる1970年代後半からの協同組合運動だが、その背景に当時の政治経済情勢の変化があったことを忘れてはならない。たとえば、前出の社会的企業監査は、労働者協同組合やコミュニティ協同組合、共同所有型の組織を対象に設計されたものだが、そのうちコミュニティ協同組合の登場の背景について、中川は「イギリス経済のリセッションとそれに連動したイギリス社会の構造変化、とりわけ失業の増大とコミュニティの疲弊化に関連していた」と指摘していた［中川, 2002, 41］。

この経済社会の変化は、何もイギリスだけに起こったことではない。第２次世界大戦後に欧米や日本などの先進工業国は、いわゆる「福祉国家」体制と呼ばれる政治経済体制を発展させた。一言でまとめるなら、国家が社会保障制度を充実させることで国民の雇用と生活を保障する体制

であり、国家による市場介入的な経済政策を容認する体制でもあった。しかし、社会保障の原資は税収や社会保険料であるため、制度の充実は支出の増加を伴うことになる。高い経済成長率が持続していれば国庫や家計への負担は大きなものとはならないが、ひとたび逆転すれば負担が国家と国民にのしかかることになる。1970年代後半から先進国に生じた変化とは、低経済成長による税収減とその対策としての公共支出の削減を求める動きであった。これが1980年代以降の福祉国家改革へとつながって行くことになる。さらには、経済活動への規制緩和や公営事業の民営化など、市場原理に基づく経済政策への転換も推し進められることとなった。その代表例が、イギリスのサッチャー政権であったことは論をまたないであろう。

協同組合側からの動きが、上記のような政治や経済社会の変化へのボトムアップの対応とするなら、民間非営利団体の変化は国家の動きを契機とする側面が強く滲み出るものとなった。この理由は、次のように考えられる。協同組合は市場で経済活動を行う事業体であり、新しい事業の展開や組織内部のガバナンス改革は、組織あるいはセクター自身の問題である。それ自体政府からコントロールされる性質のものではない。しかし、チャリティ団体やそれ以外の非営利団体、いわゆるボランタリー団体やコミュニティ団体（VCO）の場合、民間からの寄附だけでなく、行政からの補助金も重要な財源である。政府がどのような政策を取るかで影響を受ける可能性は相対的に高い。

第３節でも触れたように、ベヴァリッジはボランタリー・アクションこそがイギリスにおける民間非営利セクターの精神的本質とした。しかし、第２次世界大戦以降の福祉国家化の進展は、友愛組合による保険を社会保険制度へ、社会サービスの供給を民間非営利団体の事業から行政サービスへと転換させた。とはいえ、相互扶助動機に基づく団体でも協同組合などは友愛組合ほどの変化を強いられたわけではなかった。市場で活動するタイプの組織だけに、行政からの相対的な自立性が強かったからである。博愛主義的動機に基づく団体の場合、社会サービスの供給の点で行政とかかわりが深かった点が影響を与えたと考えられる。

たとえばこの点について、わが国では中野がボランタリー・アクションの内実の変化という観点から、行政と民間非営利セクターとの関係がある時期を境に深まった点を指摘している。本稿の第３節でも触れたが､ベヴァリッジは福祉国家の確立期において国家とボランタリー･アクションの役割を分け、国家では提供しがたい社会サービスについてボランタリー・アクションの活躍を期待していた［Beveridge, 1948, 301-302］。しかし、ベヴァリッジの議論は福祉国家成立期のものであり、それ以降は行政サービスが拡大したため、民間活動の役割も変化したと考えるのが妥当であろうとしたのである。その変化が行政と民間非営利セクターの関係の強化であり、その転換期は1950年代終わりから60年代のはじめ頃としたのであった［中野, 1979, 68］。

中野の研究は、社会サービスの量的・質的な増大がボランタリー・アクションのあり方にも変化を及ぼしたというものである。たとえば、地方福祉サービス費の増加率について、1952年に対して1960年は154.3％だったものが、1960年に対して1968年は216.7％と1960年代に急増

している点を指摘している［同上, 69］。同時期の福祉財政の拡張については、山本も1960年代のイギリスでは公共支出自体は伸びたが、その主因は社会費（社会保障、教育、医療、福祉、住宅など）であったことを解明している。具体的には、福祉サービスへの公共支出総額が1961/62年では１億6100万ポンドだったものが1969/70年には３億4300万ポンドに増加していた［山本, 2003, 69-75］。

このようなサービスの量的な拡大、新しい社会問題の登場（たとえば貧困地域の拡大や移民の増大など）、サービス提供機関はどこか、あるいは分割や統合すべききか、といったような実施の点での問題などが生じることとなり、行政による社会サービスの提供について再編が求められた。そして、1968年には対人社会サービスにかかわる機関の統合化を提言した『シーボーム報告』（「地方自治体と関連する福祉サービスに関する委員会報告書」）が公表されたのであった。提言は、「1970年地方自治体社会サービス法」に盛り込まれ、「対人社会サービスの基本構造」が確立するに至ったとされる［同上, 91-95］。

上記のような行政の社会サービスの供給拡大という量的な発展は、サービス供給において質的な変化ももたらしとされる。具体的には、行政サービスの拡大にソーシャルワーカーの供給が追い付かないという専門職の不足が生じ、これによりボランティアの活用に回帰したということであった。1969年公表の『エイブス報告』（「社会サービスにおけるボランタリー・ワーカー」）においても、公私のパートナーシップが強調されるようになった［中野, 1979, 69-70］。社会サービスの供給自体は自治体が行うが、サービス需要の拡大により行政も民間の（おもに博愛主義的動機に基づく）「ボランタリー・アクション」と協調しながら問題に取り組むという方向が見えてきたということであった。

しかし、このパートナーシップの推進という質的な変化は、外的な要因でさらに強調されることとなる。具体的に言えば、政府の財政的制約が影響を与えたのである。1970年代に入ると、第１次石油危機もあってイギリス経済の低迷は深刻化し、公共支出の抑制も本格化した。山本がこの時期の政府の公共支出に占める対人社会サービスの比率の変化を明らかにしているが、対人社会サービスの実質政府支出は1955年に対GDP比0.2％から1970年代半ばには約１％にまで上昇したものの、それ以降1980年代は１％を切る水準で停滞した［山本, 2003, 101-103］。サービスの需要抑制が難しい一方で、供給のための財源も十分に用意できない事態となったのである。

その結果、1970年代後半には「財政危機の克服を根拠として福祉の見直しが叫ばれるようになり」、中央政府は地方自治体に「効果的な福祉サービスの施行」を求めるようになったのである。1977年には社会サービス担当大臣が、地方自治体の意思決定を尊重しつつ、公共支出の抑制、優先事項の正しい選択、それらの遂行という観点から中央政府の指針も必要だと訴えた。中央地方の政府間関係から言えば、「社会福祉政策における地方自治体の独自性を認めつつも、中央政府の指導的立場」が強調されたのである［同上, 116-117］。

ボランティアなどの民間非営利セクターの活用、それより若干遅れて生じたが政府の財政的制

約、この２つの変化から連鎖的に発生した議論が、福祉サービス供給の担い手の多元性を認めること、いわゆる「福祉多元主義」であろう。政府がサービス供給の主体となった福祉国家の限界あるいは失敗を指摘し、民間セクター（とりわけ非営利セクター）の役割を再評価する議論である［たとえば、Johnson, 1987＝1993, 59-62］。福祉多元主義という言葉がイギリスで使われるようになったきっかけは、1978年に公表された『ウルフェンデン報告』（「ボランタリー組織の将来」）であったとされる［Johnson, 1999＝2002, 22］。同報告書は、社会サービスの供給における民間セクターの役割を再評価し、（ふたたび）活用するよう提言した。

その内容だが、まずイギリスのボランタリー・アクション自体が数え切れないほどの多様な活動を網羅し、多様な動機から取り組まれているものであるため、単一のボランタリーな「運動」にまとめることは有益ではないとする。それを踏まえた上で、保健医療や教育、福祉などの社会的ニーズを満たす集産的行動の強化と拡大を促すこと、多元的なシステムの維持によりこれらのサービス供給を保障すること、この２点が報告書の主たる関心事とした。そして、これらのニーズを満たす点において民間非営利セクター、つまりボランタリー組織を含む４つのセクターあるいは「システム」が存在するとし、これらのセクターの貢献や相互作用の重要性を指摘したのであった。その４つのセクターあるいはシステムとは、①家族や友人、隣人などがサービスを提供するインフォーマル・セクター、②市場を通じてサービスを提供する営利セクター、③公共セクター、そして④非営利のボランタリー・セクターであった［Wolfenden, 1978, 15］。社会サービスの供給における多元性が明言されたのである。

『ウルフェンデン報告』は、その中でもボランタリー・セクターの役割に期待していた。その背景には、福祉国家の発展によりボランタリー・アクションに悪影響が出るかもしれないとしたベヴァリッジの『ボランタリー・アクション』（1948年）での予測とは異なった展開があったからである。たとえば報告書では、ボランタリー・セクターが政府とは異なる専門性の高いサービスで貢献するよう方向転換を行う（たとえば、Barnardo's［子ども支援のチャリティ団体］や英国国教会児童協会（Church of England Children's Soceity）など）、政府に政策変更を求める圧力団体（Shelter［ホームレス支援のチャリティ団体］や児童貧困アクション・グループ（Child Poverty Action Group）など）が急増する、就学前の遊戯から薬物中毒者やひとり親家庭といった分野での相互援助（mutual-help）グループが成長する、などといったセクターの活動が活発化した事実を指摘していた［ibid., 1978, 20］。

また、報告書ではこの質的な面での変化について、事業目的やメンバーシップにおいて専門性を高めたり、慈善的パターナリズムよりも「相互利益」（mutual benefit）に基づいたり、政策や公的機関の実務に影響を与えることに関心を持ったりするようになったともまとめた［ibid., 1978, 182-185］。この報告書の指摘を中野は、1960年代以降のイギリスのボランタリー・セクターは、従来のボランタリー・アクションにおける労働者階級の相互扶助運動や中産階級の博愛事業とも異なる、相互利益あるいは「参加」（participation）という新しい活動が生まれたもの

と整理している［中野, 1979, 72-73］。福祉国家の進展により、ボランタリー・セクターが従来の分野から離れる代わりに新しい方向性を、また一般市民も豊かになった社会において新しいボランタリーな活動を見つけたということである。

しかし、報告書自体はボランタリー・セクターの現況、彼らと中央政府や地方自治体との関係などに紙幅の大半を割いたものであった。上述の４つのセクターの関係性そのものを深く考察したわけでない。とはいえ、４セクターが社会的ニーズを満たすサービスを供給するとした点は、イギリスの福祉国家の方向性に新たな見解を示すこととなった。この点が後年の社会的企業の発展と関係がある部分と言える。組織としての形態を取るわけではないインフォーマル・セクターを除く、公共、営利、非営利の各セクターがサービス供給にそれぞれの役割があることを認めた点である。第２節で紹介したように、社会的企業の先行研究の定義ではこの３つのセクターの重なり合いから社会的企業を捉えようとするものが多い（初期の代表例としてはLeadbeter［1997］）。３つのセクターがサービス供給に「かかわる」というのはマクロな視点だが、サービス供給の現場においては提供者間の関係も生じるわけで（たとえば行政とボランタリー組織のパートナーシップなど）、そこでは相互作用などより深い関係、つまり「重なり合う」ことも想定しえた。

この点について、たとえば福祉多元主義を用いて1980年代や90年代の福祉国家の変容を分析したジョンソン［1987＝1993, 1999＝2002］は、その後にボランタリー組織の一部が社会的企業に変化したとした上で、その背景を次のように分析した。

「長年にわたり、地方自治体はさまざまな福祉サービスを供給するボランタリー組織に補助金を支給していたが、1990年NHSおよびコミュニティケア法（1993年施行）によって終止符が打たれた。これにより、ソーシャルサービスの直接供給という自治体の役割は大幅に低下した。そのため、自治体は自らを営利企業やボランタリー組織との契約を通じてサービスを供給する購入者あるいはコミッショナー［責任者］と見なすようになったのである。契約をめぐる競争のため、多くのボランタリー組織は競争相手である営利企業の流儀を受け入れざるを得なくなったと感じていた。ボランタリー組織がこの営利企業の流儀を受け入れるだけでなく、自身のミッションを再確認し両者を結びつけたことで、［両者の性格を併せ持つ］社会的企業が増加することとなったのである。」［ジョンソン, 2014, 102-103］。

ジョンソンの分析には重要な示唆が含まれている。『ウルフェンデン報告』以降、ボランタリー・セクターの役割は高まったが、後述するように営利セクターが社会サービス分野に予想以上に進出した。その結果、両者はサービス供給の契約をめぐって競争することになり、ボランタリー・セクター側は対抗するために営利セクターの流儀を身に付けるようになったのである。つまり、組織論におけるところの「制度的同型化」（institutional isomorphism）が生じたというわけである。

公的機関とのパートナーシップにおいても、同様の現象が生じたとされる。1990年代後半以降のブレア労働党政権が地方自治体で推し進めた公私のパートナーシップ政策では、協働組織への参画とともに中央の定めたガイドラインをコミュニティの住民や団体が受け入れることが前提であった。そのため、制度的同型化の圧力が生じると指摘されていた［Taylor, 2000, 1023］。制度的同型化には、①強制的（Coercive）②模倣的（Mimetic）③規範的（Normative）の３つの作用があるとされる［DiMaggio et al., 1991, 67-74］。上記で触れたように、1960年代以降、ボランタリー・セクターは行政とのパートナーシップを深めたが、これは資金提供者である行政の意向を考慮する、あるいは法的要件を満たす必要があるといった変化を生むことにつながる。テイラーの議論は1990年代後半のものであるが、歴史的な展開から考えれば①の強制的同型化はより早い時期に始まっていたともいえる。

ボランタリー・セクターが営利セクターの流儀を受け入れざるを得なくなったというジョンソンの示唆は、②の模倣的同型化の典型と言えるだろう。このタイプの同型化は、成功事例を模倣するようになることを意味する［テイラー , 2011＝2017, 136も参照］。1980年代以降のサービス供給の多元化の容認およびその進展は、セクター間での関係を深めることになるが、それだけにとどまらずセクター間での同型化現象、とりわけボランタリー・セクターに強く作用したと考えられる。ボランタリー・セクター（民間非営利セクター）の社会的企業化は、公共セクターによる強制的同型化と営利セクターによる模倣的同型化が同時に生じたことによる変化とも言える。

たとえば、『ウルフェンデン報告』が相互利益や参加の新しいタイプのボランタリー･セクターとして取り上げたBarnado'sや児童協会（Children's Society）、Shelterなどについて、ジョンソンはイギリスの全国規模の社会的企業の例としてあげている［ジョンソン, 2014, 96］。報告書の公表時点では代表的なボランタリー・セクターだったのだが、1980年代や90年代の変化により、彼らを社会的企業とみなす見解も登場したということである。また、社会サービスとかかわりの深い団体だけでなく、景勝地保護活動で長い伝統を誇るチャリティ団体のナショナルトラストですらも社会的企業に分類されることがある［同上］。ナショナルトラストは1960年代にチャリティ目的以外の収益事業を行う別組織を設立し、その事業収益をトラストに寄附するしくみをつくるが、その貢献は1980年代から急激に伸びたとされる。これを「企業（エンタープライズ）化」と指摘する研究もある［岡ほか, 2007, 124-125］。事業活動をビジネスライクに行うという同型化現象が、1980年代から90年代にかけてボランタリー・セクター全体に浸透したと言える。

しかし、同型化や企業化は報告書が公表された後の現象を整理、理論化した議論である。上述したように報告書は社会サービスの供給において、営利セクターよりはボランタリー・セクターの躍進に期待していた。彼らをふたたび社会サービスの主たる担い手として推し出したのである。また、報告書では政府は営利セクターを活用する方向であろうが、彼らの役割は公共セクターによるサービスに上乗せする、あるいは富裕層向けにとどまるものとなる可能性も指摘していた

[Wolfenden, 1978, 23-24, 182]。しかし、周知のようにその後の歴史的展開は異なるものとなった。営利セクターも急成長したのであった。後知恵と言ってしまえばそれまでではあるが、営利セクターも特定の条件下ではサービス供給の役割を果たしうるということは、その前提条件が変化すれば制約は外れ、その役割を変えることができるという当然の帰結を招いたからであった。報告書の意図とは関係なく、サービス供給の多元性を認める見解は、市場原理を公共部門にも導入し国家の役割を縮小すべきという立場の人びと（新自由主義者あるいはニューライト）には利用価値があるとされた。彼らは、福祉多元主義の表層的な部分（サービス供給の多元化の容認）を政策的に実行すれば、「正しい方向への第一歩」になると考えたのであった。[Johnson, 1999＝2002, 28-29]。

イギリスの1980年代以降の社会サービスの民営化の実態やその影響は、すでに多くの論者が多様な角度で研究している。本節でも同型化の影響については簡単に触れたが、たとえば山本が福祉財政の観点から、この時期には公的財源に支えられつつも多様な民間営利組織がサービス提供を果たすようになった点を指摘している。事例として、地方自治体が設立した高齢者居住施設の比率が1980年代に急減し、逆に民間営利施設が急増している点を１次資料から明らかにしている（施設総数に対して自治体設立が1974年の72％から1987年には51％、民間営利設立が1974年の12.7％から1986年には37％）。営利セクターの主目的は利潤の確保であるため、本来は救済的な性格を持つ福祉サービスと合わない。しかし、官僚組織よりも「柔軟性と革新性を発揮でき、消費者の需要に対応した効率的なサービスも提供」できるため、利用者に受け入れられたのであった［山本, 2002, 182-187］。この社会サービス供給における柔軟性、革新性、効率性の強調が、現代の社会的企業に関する議論にも忍び込んでいるのは論をまたないであろう。

本稿の目的は社会的企業の歴史的起源に関する考察であるため、1980年代以降の民営化の実態や影響にこれ以上は踏み込まない。しかし、社会的企業と関連する流れだけは、簡潔に押さえておきたい。

周知のように、1980年代以降のイギリスの経済社会政策では、市場原理主義に基づく新自由主義経済政策が主流となった。この政策は、公共サービス分野においても公営事業の民営化、福祉サービスへの営利セクターの参入といった大きな変化をもたらした。この新自由主義政策の動きを肯定するイデオロギーとして登場したのが、「準市場」論であったと言える。準市場とは、「公的なサービス供給体制を国家財政から切り離し、財源調達と供給を分離した上で民間部門と競争させるプロセス」とされる［山本, 2002, 49］。国家機関はサービス供給を独占するのではなく、十分な質と量が供給されるようコントロールすることが責務となり、イネイブラー（条件整備者）、コミッショナー（調達者）、購入者になるとされる［Johnson, 1999＝2002, 132］。そのため、サービス供給は営利や非営利の各セクターが担うこととなり、その契約をめぐって彼らが競争することになる。つまり、上述の同型化や企業化は、準市場の進展で非営利セクターに作用した現象と言えるであろう。

最後に本節をまとめる。イギリスにおいて現代的な意味での社会的企業が登場した直接のきっかけは、1970年代後半からの新しい協同組合運動であった。これは、相互扶助動機に基づく団体側からの自発的な動きである。その背景には、この時期におけるイギリス経済の停滞という特有の事情があったことは間違いない。また、新自由主義経済への対抗の論理を求めるという普遍的な要素もあった。この時に提示された理論的枠組みが現在の社会的企業にもつながっていることを指摘した。他方、博愛主義的動機に基づくチャリティやボランタリー団体なども、1960年代以降は相互利益や参加といった新しい価値観を取り入れて活動の範囲を広げた。しかし、1970年代後半以降は福祉国家の変容、新自由主義的経済政策の展開により、社会サービスの供給にふたたび積極的にかかわることを求められ、また競争相手である営利セクターへの同型化あるいは自身の企業化という変化も強いられることとなった。

ボランタリー・アクションの精神に基づくセクターのこの２つの流れは、福祉国家成立以降、一見すると別々の道を歩んだようにも見える。しかし、1970年代後半以降の展開は、政治経済のマクロな変化に対して、一方は対抗の論理の追求（協同組合）、他方は現状の変化の受容（ボランタリー・セクター）という力点の違いはあるものの、結果的には新たな組織形態を模索することでは共通していた。1990年代後半における社会的企業の活用という政治的言説において、この２つの動きが一つにまとまったとも言える。

実際、ボランタリー・セクターの中間支援組織である全国ボランタリー組織協議会（National Council for Voluntary Organisations, NCVO）は、その年鑑（UK Civil Society Almanac）において社会的企業も含めてセクター全体の活動を紹介している。たとえば、2012年版では登録チャリティの約45％が自身を社会的企業とみなしていることを報告している［NCVO, 2012］また、2015年版ではタイプ別の団体数をCIC（コミュニティ利益会社）、CIO（チャリティ法人）、チャリティ会社（保証有限責任会社など）、非法人団体に分けて紹介している［NCVO, 2015］。CICとCIOは前節で触れたように社会的企業向けの法人格である[11)]。協同組合運動から生まれた「社会的企業」という用語、その法人格をボランタリー・セクター側も積極的に受け入れていることが確認できる。

社会的企業とは新しい社会問題に取り組むために登場したこれまでにない独創的な組織、といったような人口に膾炙した説明は、本稿の分析、とりわけ本節で行った歴史的展開の検証からすれば、物事のある一面しか捉えていないものであることがわかるであろう。イギリスに限って言えば、ボランタリー・アクションに基づく主要な２タイプの団体（協同組合系とボランタリー組織系）は、時代の変化を乗り切るためにそれぞれの原則や価値観に修正を加えつつ、新しい組織形態を模索した歴史があった。この展開を経て生まれた組織こそ、社会的企業であると考えるのが本稿の立場なのである。

Ⅵ. まとめ

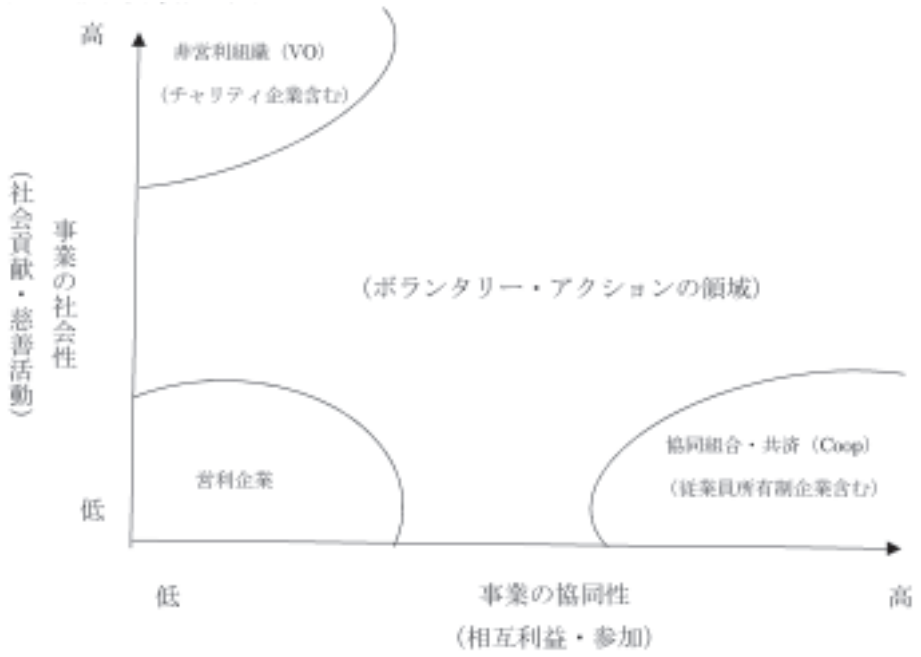
社会的企業に限らず、新しい事象の背景、とりわけ歴史的展開を把握することは、その事象の本質を解明するためには必須である。本稿では、第２節において社会的企業の根底にある精神はフィランソロピーとミューチュアルであることを指摘し、イギリスではベヴァリッジが強調した「ボランタリー・アクション」がこれに該当することを第３節で検証した。第４節ではイギリスの社会的企業は、1601年のチャリティ用益法を原点とするチャリティにその淵源があることを明らかにした。そして、第５節では現在の社会的企業は、1970年代後半以降の新しい協同組合運動とボランタリー・セクターの変化という２つの流れが重なり合う中から生まれたものであること指摘した。これらの検証によって、イギリスの社会的企業の起源を解明できたと考える。

最後に、本節においてイギリスにおける社会的企業の形成史を図式化し、筆者独自の社会的企業の定義を提示する。本稿は歴史研究であるが、その視座は現代も射程に収めていることを明らかにするためである。

ボランタリー・アクションは、第３節でも触れたように相互扶助動機と博愛主義的動機で成り立つが、組織としてはそのいずれかを強調する団体に分かれていった歴史がある。そして、それぞれで重視する原則や価値観も生まれることとなる。相互扶助動機に基づく協同組合系の団体の場合、最もわかりやすい基本原則は相互利益と参加であろう。他方、チャリティやボランタリー団体のような博愛主義的動機に基づく団体の場合、慈善性や社会貢献といった価値観が強調される。本節で触れた歴史的展開からは、互いの原則や価値観を取り込んだことがわかるであろう。スプレックリーの社会的企業論は、組織の社会性、コミュニティへの貢献を強調するものであった。ボランタリー・セクター側は、『ウルフェンデン報告』や中野の研究からもわかるように、相互利益や参加も活動の新しい価値観とした。第２節の社会的企業の定義でも触れたが、これらは社会的企業の持つ基本性質である。

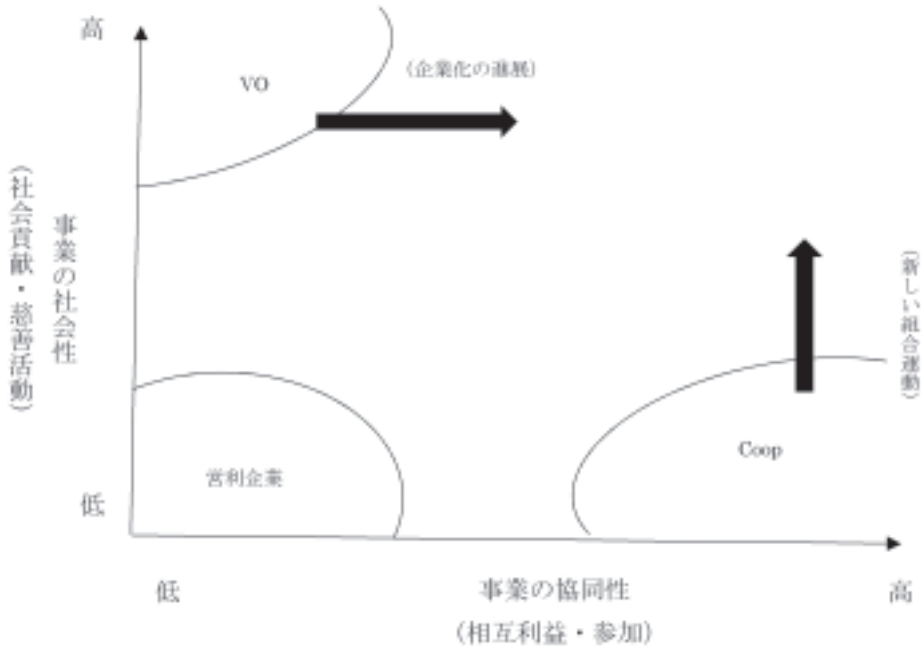
ボランタリー・アクションそれ自体は、イギリスのサードセクターの事業活動の精神を表すものである。しかし､これを支える相互扶助動機と博愛主義的動機の２つの動機は､サードセクターにとって普遍的なものである。第４節でも触れたが、前者に基づく団体は相互利益や参加を原則とし、事業の協同性がその特徴であろう。後者に基づく団体は、社会貢献を第一とする事業の社会性が組織のアイデンティティであろう。これを概念化すれば、図表２のようになる。縦軸を社会貢献や慈善活動を理念とする「事業の社会性」、横軸を相互利益と参加を原則とする「事業の協同性」とした。事業の社会性も協同性も特に強調しない事業体として、一般的な営利企業もこの図に取り込んだ。なお、サービスの提供を市場での交換（経済的交換）に限定した場合、営利セクターと非営利セクターを並置する図は混乱を招きやすいが、ここでは交換そのものは非市場での交換（社会的交換や贈与交換）も含めて広く捉えることとする［たとえば、村上, 2011も参

図表２　福祉国家成立以前



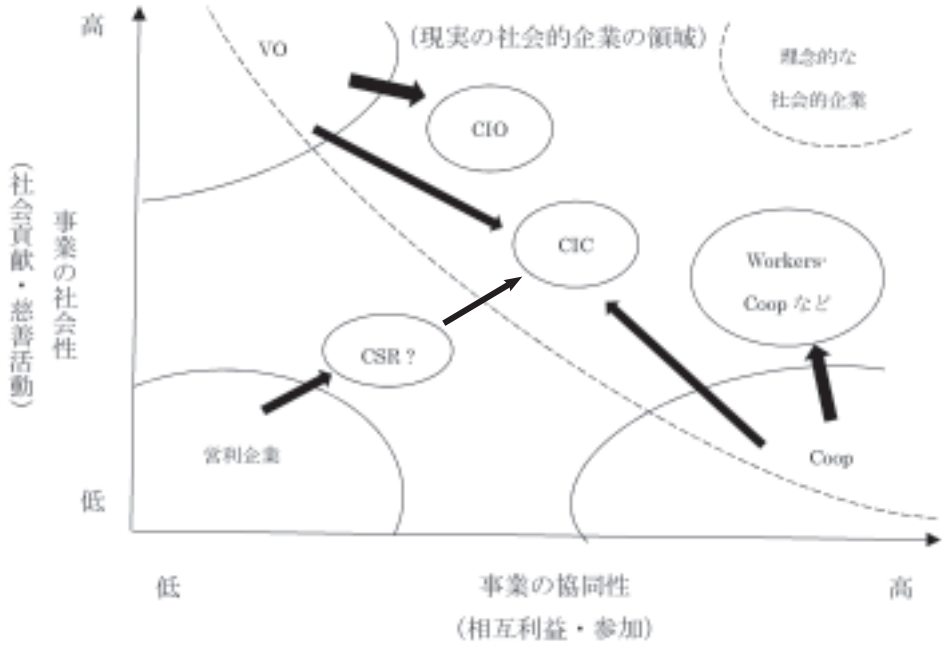
出所：筆者作成

図表３　1970年代後半以降（福祉国家の変容）



出所：筆者作成

図表４　現在（2000年代以降）



出所：筆者作成

照]。

そして第５節で検証したイギリスにおける歴史的展開をこの図に反映させたのが図表３となる。ボランタリー・アクションに基づく団体（の一部）が、事業の社会性と協同性を高める動きとなる。最後の図表４が現在の状況を描いたものである。この図では、事業の社会性と協同性を最高度の水準で両立させたものが理念的な社会的企業とした。本稿で紹介した社会的企業の法人格やその形態の組織は、そこまで至らないものとして図に配置した。これが、現実に（イギリスに）存在する社会的企業である。どの組織形態も理念型にまでは及ばないが、法人格の取得、外部評価による認証[12)]、あるいは自己認識で多くの事業体が社会的企業として存在し活動している現実を認める。これによって、社会的企業の範囲を狭めてしまうことを防ぐことができる。紹介した法人格や組織形態はイギリスのものだけだが、図式化することで各国別でも適応できると考える。

まとめるなら、事業の社会性と協同性を最高水準で兼ね備えた事業組織が、「理念的な社会的企業」、そこまでは至らないが法的要件や外部評価などで社会的企業として活動している事業組織を「現実の社会的企業」あるいは「準・社会的企業」として扱うことになる。本稿の文脈であればボランタリー・アクション、国際的な表現を使えばサードセクターあるいは社会的経済に属する組織は、理念や原則、事業活動の見直しなどによって社会的企業化はつねに可能である。そして、あらゆる現実が危ういバランスで成立していることを考えれば、個々の社会的企業が営利

セクターへの同型化がもたらす負の影響を防ぎ、理念型に近づくためには、彼らの不断の努力にかかっているということである。その現実の社会的企業が実際にどのように奮闘しているかは、本稿のテーマを超えているため、稿を改めて論じることとしたい。

（やぎはし　けいいち・高崎経済大学地域政策学部准教授）

【註】

1）SELはイギリスの社会的企業の歴史を語る上で忘れてはならない組織である。同団体が提起した社会的企業の分類や定義は、わが国を含む初期の社会的企業研究において影響を与えた。

2）CharityやCharitableの訳語としては「公益」「慈善」も使用される。「チャリティ用益法」は「公益ユース法」、「チャリティ信託法」は「公益信託法」あるいは「慈善信託法」と訳されることが多い。前節では1か所「公益信託」の訳語を用いたが、本節以降では「チャリティ団体」、「チャリティ委員会」の表現を使用するため、「チャリティ」で統一する。

3）なお、本稿では「ユース」の訳語として「用益」をあてている。これは、「信託、土地などを使用し収益すること、そうした享受の権利という法的概念と、日常語における利用という意味を重ね」た近藤［2007, 41］の解釈に従った。

4）The Statute of Charitable Uses Act (1601), 43 Elizabeth I c. 4の前文より。原文を参照の上、近藤［2007, 36-37］および松山［2002, 16］の訳を用いた。

5）Income Tax Special Commissioners v. Pemsel ［1891］A. C. 531.

6）公益財団法人公益法人協会では、次のようにこの原則を説明する。「英米において特に遺言による公益を目的とした信託について、信託目的の実現が違法、不可能、不適切な場合にも当該信託の設定を失効させず、遺言者の示した一般的な公益に寄与したいとする意図に従って他の類似する目的のために存続せしめる法理をいう。」（公益法人関連用語集より、http://www.kohokyo.or.jp/kohokyo-weblog/yougo/2009/04/post_28.html）（2017年６月27日アクセス）

7）たとえば、わが国でもイギリスの社会的企業を紹介する際には、当初よりこの法人形態が社会的企業の代表的な法人格として扱われていた［たとえば、塚本, 2003, 134-135; 内閣府, 2009, 153-154］。

8）このほかの法人格として、CIC（Community Interest Company, コミュニティ利益会社）も導入が表明され、こちらも実際に創設されている。

9）この点については、シェフィールド・ハラム大学のローリー・リドリー＝ダフ（Rory Ridley-Duff）准教授より直接ご教示頂いた（2016年５月、於関西学院大学梅田キャンパス）。

10）社会的価値の議論について、たとえばイギリスでは「2012年公共サービス（社会的価値）法」が施行されているが、同法の趣旨は「公共サービスの入札において、価格やサービスの質だけでなく「社会的な影響」も考慮すべき」とされる［山本（恵）, 2014, 241］。コミュニティ全体、そこで生活する住民の生活の改善が社会的な価値として意識されている。また山本（恵）は、「「社会的価値は金銭的価値の形態では計算できない」という考え方に基づいて」、イギリスのある地域福祉団体が開発した「ユア・バリュー（Your Value!）」という自己評価システムを紹介している。これは、「住民と組織との地域関係、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）と社会的連帯の構築、地域経済への貢献」などを自己評価で判定し、監査人による外部測定を受けるものとされる［同上, 241-245］。これは、住民側が社会的価値を定義しようという試みであると言える。この点について、リドリー＝ダフもイギリスの社会的企業の全国中間支援組織のSEUK（Social Enterprise UK）の報告書から、社会的価値がどのようなものを想定しうるかを指摘している。社会的企業がどのような社会的目的・環境改善目的を持って事業活動に取り組んでいるか、という質問への回答から示唆が得られるとした［Ridley-Duff et al., 2015, 204］。その内容だが、「特定のコミュニティの改善」（37％）、「健康やウェルビーイングの改善」（31％）、「雇用機会の創出」（27％）、「社会的に恵まれない立場の人たちへの支援」（25％）、「他の社会的企業やサードセクター組織の支援」（20％）が上位５つで20％を超えていた（複数回答）［SEUK, 2013, 44］。イギリスの脈絡では、コミュニティの状況や住民（とりわけ生活困窮層）の生活を改善するといったことが、社会的価値の中核にあるということがわかる。

11）なお、2015年の年鑑によると、各団体数はCICが１万2981、CIOが3,795、チャリティ会社が３万4734、非法人団体が14万5343となっていた［NCVO, 2015］。

12）外部団体による認証として、イギリスでは自社も社会的企業であるソーシャル・エンタープライズ・マーク・カンパニーによるものが有名である。認証条件は以下の通りである［山本, 2014, 22］。

① コミュニティの利益になる社会的目的と環境面での目的を追求すること
② 「社会的目的と環境改善目的」を実現できる資産を保証する非営利解散条項を法的にもっていること
③ 事業収益が50％以上あること（企業会計原則の裏づけがあること）
④ 事業であげた利潤の50％以上を社会的目的・環境改善目的に投資すること
⑤ 自立したガバナンス構造をもつ独立事業体であること
⑥ 社会的目的・環境改善目的の達成を証明できること

【参照文献】

Beveridge, W. ［1948］ *Voluntary Action: A report on Methods of Social Advance (The Works of William H. Beveridge, Volume 3, Reprinted 2015 by Routledge)*, London: Routledge.

Committee on the Law and Practice relating to Charitable Trusts ［1952］ *Report of the Committee on the Law and Practice*

Relating to Charitable Trusts, Cmd. (Great Britain. Parliament) ; 8710.
Dees, J. G. ［1998］ "Enterprising non-profits: Wat do you do when traditional sources of funding fall shorts?", in *Harvard Business Review*, vol. 76, no.1, Brighton: Harvard Business Publishing, pp. 55-67.
DiMaggio, P. J., and Powell., W. W. ［1991］ "The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organization Fields", in Powell, W. W., and DiMaggio, P. J. (eds.), *The New Institutionalism in Orgaizational Analysis*, Chicago: The University of Chicago Press, pp. 63-82.
藤井敦史・原田晃樹・大高研道編 ［2013］ 『闘う社会的企業――コミュニティ・エンパワメントの担い手』, 勁草書房.
林寿二 ［1975a］ 「Charities Act, 1960年と若干の問題（1）」『國學院法學』, 國學院大學法学会, 第12巻第３号, 1-29ページ.
林寿二 ［1975b］ 「Charities Act, 1960年と若干の問題（2）」『國學院法學』, 國學院大學法学会, 第12巻第４号, 28-49ページ.
林寿二 ［1980］ 「Charities Act, 1960年と若干の問題（3）」『國學院法學』, 國學院大學法学会, 第18巻第３号, 27-54ページ.
石村耕治 ［2015］ 「イギリスのチャリティと非営利団体制度改革に伴う法制の変容 ～ 2011年チャリティ法制の分析を中心に」『白鴎法學』, 白鴎大学法学部, 第21巻第２号, 61-251ページ.
Johnson, N.［1987］ *The Welfare State in Transition: The Theory and Practice of Welfare Pluralism*, Brighton: Wheatsheaf Books Ltd. (＝1993, 青木郁夫・山本隆訳『福祉国家のゆくえ――福祉多元主義の諸問題――』, 法律文化社).
Johnson, N.［1999］ *Mixed Economies of Welfare: A Comparative Perspective*, London: Prentice Hall Europe（＝2002, 青木郁夫・山本隆監訳『グローバリゼーションと福祉国家の変容――国際比較の視点――』, 法律文化社）.
Johnson, N.［2009］ "Social Enterprises in Britain"（＝2009, 陳礼美・八木橋慶一訳「英国の社会企業」）, 『人間福祉学研究』, 第２巻第１号, 関西学院大学人間福祉学研究会, pp. 119-141.
ジョンソン, ノーマン (八木橋慶一訳) ［2014］ 「イギリスの社会的企業」, 山本隆編『社会的企業論』, 法律文化社, 93-114ページ.
金澤周作 ［2008］ 『チャリティとイギリス近代』, 京都大学学術出版会.
近藤和彦 ［2007］ 「チャリティとは慈善か――公益団体のイギリス史――」『年報都市史研究』, 山川出版社, 第15巻, 33-41ページ.
松山毅 ［2002］ 「Statute of Charitable Uses (1601)に関する一考察――概要と論点整理を中心に――」『社会福祉学』, 日本社会福祉学会, 第42巻第２号, 11-21ページ.
村上綱実 ［2011］ 「非営利組織の特徴と交換関係――経済的交換・社会的交換・贈与交換――」『21世紀社会デザイン研究』, 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科, 第10号, 7-17ページ.
永井伸美 ［2007］ 「イギリス「2006年チャリティ法」にみる非営利組織の新展開」『同志社法学』, 同志社法学会, 第59巻第４号, 41-84ページ.
内閣府 ［2009］ 『英国の青少年育成施策の推進体制等に関する調査報告書』
中川雄一郎［2002］ 「協同組合運動の新しい波―社会的協同組合（イタリア）とコミュニティ協同組合（イギリス）に見る」『協同の發見』第117号, 協同総合研究所, 38-44ページ.
中川雄一郎 ［2007］ 『社会的企業とコミュニティの再生――イギリスでの試みに学ぶ（第2版）』, 大月書店.
中野いく子［1979］ 「イギリスにおける戦後のボランタリー・アクションの展開」『季刊社会保障研究』, 第14巻第4号, 国立社会保障・人口問題研究所, 67-79.
National Council for Voluntary Organisations ［2012］ *UK Civil Society Almanac 2012* (https://data.ncvo.org.uk/a/almanac12/ 2017年７月29日参照), London.
National Council for Voluntary Organisations ［2015］ *UK Civil Society Almanac 2015* (https://data.ncvo.org.uk/a/almanac15/ 2017年７月30日参照), London.
岡真理子・岡田章宏 ［2007］ 「ナショナル・トラストの現代的変容――エンタープライズ化する新たなチャリティのあり方――」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』 神戸大学大学院人間発達環境学研究科, 第１巻第１号, 117-133ページ.
岡田章宏 ［2007］ 「イギリス――チャリティに関する法を中心にして（シンポジウム　アソシエーション法の比較研究――〈国家―社会―個人〉をつなぐ法のすがた）」『比較法研究』, 比較法学会, 第69巻, 33-46ページ.
Ridley-Duff, R. and Bull, M. ［2015］ *Understanding Social Enterprise: Theory and Practice*, 2nd edition, London: Sage Publications.
Spreckley, F. ［1981］ *Social Audit: A Management Tool for Co-operative Working*, Leeds: Beechwood College.
Strategy Unit ［2002］ *Private Action, Public Benefit: A Review of Charities and the Wider Not-For-Profit Sector*, Cabinet Office.
Social Enterprise UK ［2013］ *The People's Business: State of Social Enterprise Survey 2013*, London.
田中實 ［1980］ 『公益法人と公益信託』, 勁草書房.
Taylor, M. ［2000］, "Communities in the Lead: Power, Organisational Capacity and Social Capital", *Urban Studies*, vol. 37, no. 5/6, Sage Publications, pp. 1019-1035.
Taylor, M. ［2011］ *Public Policy in the Community*, 2nd Edition, London: Palgrave Macmillan (＝2017, 牧里毎治・金川幸司監訳『コミュニティをエンパワメントするには何が必要か――行政との権力・公共性の共有――』, ミネルヴァ書房).
塚本一郎 ［2003］ 「イギリスにおける社会的企業の台頭――労働党政権下における市民事業と政府の新たな協働――」『経営論集』, 明治大学, 第50巻第３号, 123-145おけるページ.

海原文雄［1963］「英法における公益信託概念の定立」『金沢大学法文学部論集．法経編』, 金沢大学, 49-93ページ.
Wolfenden, J.［1978］ *The Future of Voluntary Organisations: Report of the Wolfenden Committee*, London, Croom Herm.
山口浩平［2007］「社会的企業――イギリスにおける政策パートナーとしての位置づけ――」塚本一郎・柳澤敏勝・山岸秀雄編『イギリス非営利セクターの挑戦――NPO・政府の戦略的パートナーシップ』, ミネルヴァ書房, 92-116ページ.
山本惠子［2014］「社会的企業の評価」, 山本隆編『社会的企業論』, 法律文化社, 230-250ページ.
山本隆［2002］『福祉行財政論――国と地方からみた福祉の制度・政策――』, 中央法規.
山本隆［2003］『イギリスの福祉行財政――政府間関係の視点』, 法律文化社.
山本隆編［2014］『社会的企業論――もうひとつの経済』, 法律文化社.